



母子家庭等自立支援給付金制度等のお知らせ

■高等職業訓練促進給付金等

①高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、対象となる資格を取得するため、1年以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

通学制が原則ですが、働きながら資格取得を目指す場合等、通信制の利用ができます。

支給期間 修業期間の全期間が対象（上限3年）

対象となる資格 （准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等

支給額（月額） 市民税非課税世帯…10万円
市民税課税世帯…7万500円

申請方法 事前相談の上、支給申請し、支給が決定した場合は、毎月給付金の請求をしてください。

②修了支援給付金（要申請）

高等職業訓練促進給付金受給者に、養成課程修了後に支給します。

支給額 市民税非課税世帯…5万円
市民税課税世帯…2万5千円

■高等職業訓練促進資金貸付事業

「高等職業訓練促進給付金」を活用する、ひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援する制度です。

この貸付金は、養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に、その資格を活かして埼玉県内で就職

し、5年間従事した場合、返還の債務が全額免除されます。

貸付額 入学準備金 50万円以内
例：入学金・教材費等の納付、学用品等
就職準備金 20万円以内
例：転居費用、被服費、移動用自転車等

利子 保証人あり：無利子
保証人なし：返還の債務履行猶予期間は無利子ですが、返還の債務履行猶予期間経過後は年1.0%の利子がつきます。

■自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が指定対象講座を受講し修了した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

支給額 費用の60%に相当する額（上限20万円）
※1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、60%に相当する額と雇用保険制度から支給される額の差額が支給されます。

申請方法

事前相談の上、講座の申込前に対象講座の指定申請をし、修了後30日以内に給付金の申請をしてください。

支給内容 受講費用の最大60%相当額

- 受講修了時給付金
受講費用の20%（上限10万円）
- 合格時給付金
受講費用の40%（受講修了時給付金との合計で15万円が上限）

申請方法 事前相談の上、受講開始前に対象講座の指定申請をし、指定が行われた場合は、受講修了後及び合格後に支給申請をしてください。



ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

この試験に合格することで就職・転職の可能性が広がります。

給付対象者

児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にある市内在住のひとり親家庭の母、又は父、及びその20歳未満の子ども

対象講座

民間事業者などが実施する「文部科学省高等学校卒業程度認定試験」の合格を目指す対策講座



児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、8月以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がない場合、資格があっても手当を受けることができなくなりますので必ず提出してください。

また、所得超過等により支給停止となっている人でも、状況等の変化により新たに該当する場合もありますので、手続きをしてください。

児童扶養手当とは

父母の離婚、父、又は母の死亡などによって父、又は母と生計が異なる子どもを育てている人や、子どもを育てている父、又は母に一定の障害があるときに支給される手当です。

特別児童扶養手当とは

精神、又は身体に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。



ひとり親家庭のための特別相談会を開催

再就職や転職、母子父子寡婦福祉資金貸付等の相談会を行います。予約優先となります。お気軽にご相談ください。

- 日時** ①8月15日(水)
午前9時30分～午後0時30分
②8月22日(水)
午後2時～5時

会場 市役所2階201会議室

申込先 埼玉県北部福祉事務所 ☎ 0101



集中受付期間

8月13日(月)～17日(金)

※児童扶養手当の受付は8月1日(水)から行っています（特別児童扶養手当は13日(月)から）。

集中受付期間を過ぎてしまった場合でも、必ず8月中に手続きをしてください。

受付場所 子育て支援課（市役所2階）
市民福祉課（アスパアこだま内）

用意 印鑑（朱肉を必要とするもの）
（特別）児童扶養手当証書等

※8月上旬までに通知を発送します。届かない場合はご連絡ください。なお、現況届用紙は受付場所にあります。



ひとり親家庭等医療費支給制度をご存じですか

ひとり親家庭等医療費支給制度とは

母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
 - ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
 - ・父(母)に一定の障害がある家庭の母(父)と子ども
- ※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの人（一定の障害がある場合、20歳未満の人）です。

登録手続きに必要なもの

- ①申請者と子どもの健康保険証
- ②通帳（申請者名義のもの）
- ③印鑑（朱肉を必要とするもの）
- ④所得・課税証明書（平成30年1月1日の住所が市外の人）

※他の書類が必要となることもありますので、申請前にお問い合わせください。